

## 第3章 施策の展開



深山公園・桜

# 1. 市民・事業者・行政の基本的な役割

本市の目指す環境像を実現する上で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を積極的に果たす必要があります。その主な役割は以下のとおりです。

## (1) 市民の役割

### ■主体的な取り組みの推進

環境に対する取り組みを行政だけに任せるのではなく、地域や市民団体等との協働のもと、主体的な取り組みを進めていきます。

### ■生活スタイルの見直し

大量消費、使い捨て型の生活スタイルを見直し、環境に配慮したものに改善していきます。

### ■身近な環境の保全

海辺、湖沼、ため池、河川、公園など、身近な地域の環境を守り育てていきます。

## (2) 事業者の役割

### ■環境保全の推進

環境関連法令に基づく基準などを遵守し、事業活動の見直し等により、環境に適合するものに改善を図ります。

### ■地域・消費者・他企業との連携

環境保全に関する取り組みを消費者や他企業と連携して広げるとともに、事業活動の内容などについて積極的な情報公開を実践します。

### ■環境を切り口とした事業展開

環境保全技術の開発や環境に優しい商品の開発・販売促進など、環境を切り口とした事業展開を積極的に進めます。

### ■身近な環境の保全

海辺、湖沼、ため池、河川、公園など、身近な地域の環境を守り育てていきます。

## (3) 行政の役割

### ■環境行動の率先的実行

計画推進を先導するために、率先して環境行動を実践します。

### ■市民・事業者・行政のパートナーシップ形成

市民、事業者、行政の協働を深め、実践するための仕組みづくりを行います。

### ■他機関との連携

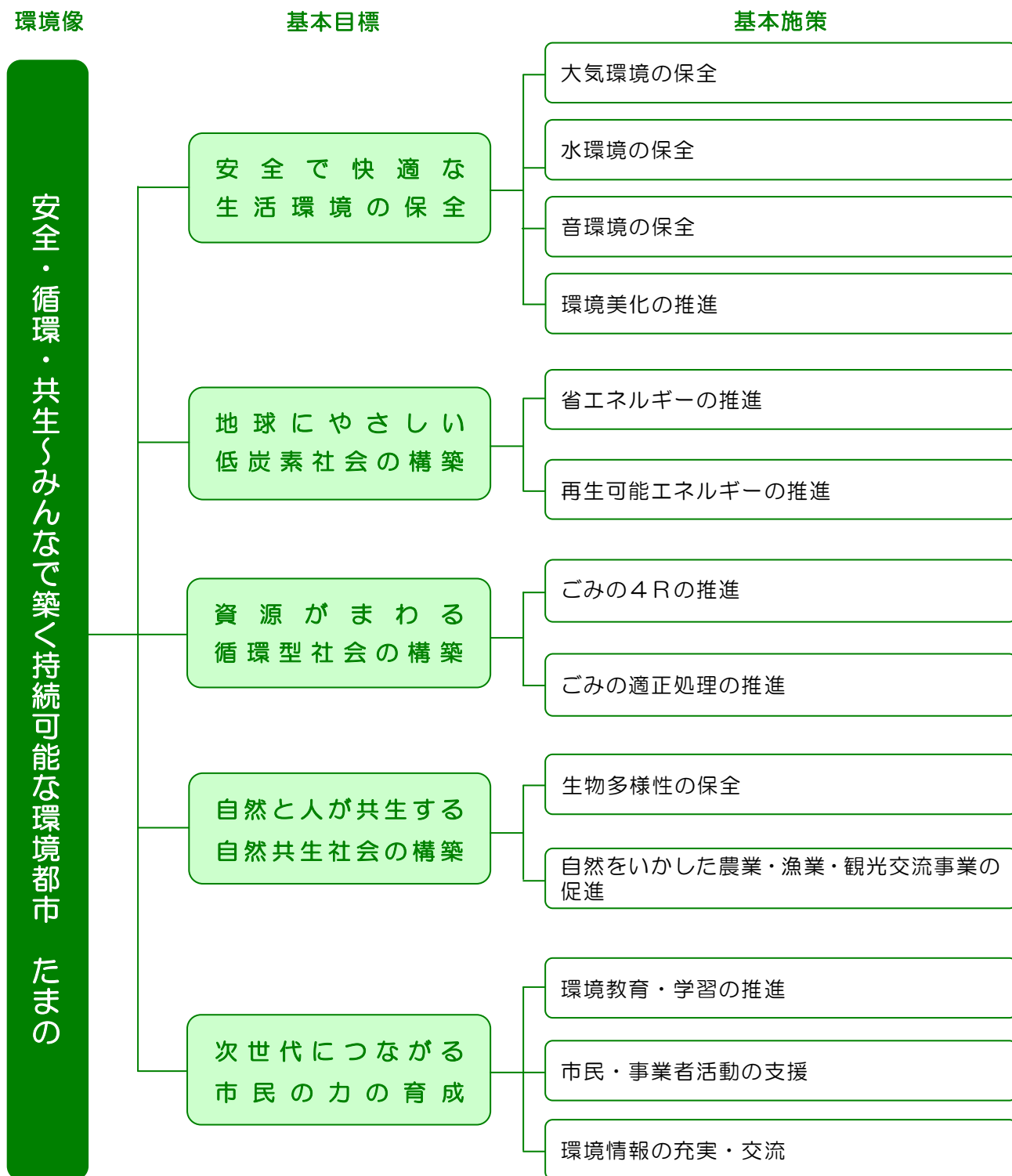
国や県、近隣の自治体など関係機関と相互に共同歩調をとりながら、環境施策を広域的に推進します。

### ■情報の発信

地域の環境情報を公開するとともに、市民や事業者が環境行動を実践していくうえで必要となる情報などを積極的に提供していきます。

## 2. 施策の体系

基本目標を達成するための基本施策を次のように体系づけ、市民・事業者・行政が協働して施策を展開します。



# 3. 施策内容

## (1) 安全で快適な生活環境の保全

### ① 大気環境の保全

#### 【現状と課題】

本市には大規模な造船業や製錬業等の集積があるため、昭和 40 年代は深刻な大気汚染<sup>※31</sup>の問題が生じました。また、同様に香川県直島町にも銅の製錬業があるため、古くから主要企業や岡山県・香川県・直島町との環境保全協定を締結し、大気汚染の監視や発生抑制に努めてきましたが、近年は、香川県豊島に不法投棄された産業廃棄物の中間処理を直島町で開始したことから、更なる大気監視体制の強化と測定設備の整備に努めてきました。その結果、大気の大気汚染状況はほぼ横ばいで推移していますが、光化学オキシダント<sup>※22</sup>を除く 4 物質については、すべての測定局で長期的評価の環境基準<sup>※13</sup>を達成しています。しかし、光化学オキシダントについては近年増加傾向にあり、全ての測定局で環境基準を達成していません。このため、今後も継続して大気環境を監視するとともに、より広域的な大気汚染物質の抑制対策が必要です。一方、廃棄物の野外焼却に関する苦情件数が増加しているため、野外焼却に関する指導を行う必要があります。

昭和 50 年に、公害健康被害補償法により「著しい大気の汚染が生じ、その影響により気管支ぜん息等の疾病が多発している地域」として本市の日比地区等をはじめ、全国 41 地域が指定を受けました。この地域指定は、大気汚染の状況の変化などを踏まえ昭和 63 年に解除されていますが、解除前までに指定疾病の認定が行われている方等に対しては、療養の給付や障害補償などの給付が引き続いて行われています。

また、地域指定の解除とともに、大気汚染の影響による地域住民への健康被害予防に重点を置いた総合的な環境保健施策の推進が図られており、本市においても、健康相談、健康診査、大気浄化植樹助成等の事業を積極的に行っています。

なお、大気の大気汚染に係る環境基準は定められていませんが、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質については、大気、水、土壌環境に、排出物等として事業所外へ移動する量を把握するために、平成 13 年 4 月から化学物質排出把握管理促進法（PRTR 制度）によって、環境保全上の支障の未然防止が図られています。

#### 【目標】

大気環境の環境基準を達成し、良好な大気環境を確保します。

指標	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 33 年度）
環境基準達成項目割合	87.5%	90%

各主体	施策・取り組み内容
市の施策	<p>○大気汚染防止対策の推進 各事業所における公害防止対策の推進指導，自動車のアイドリングストップ※<sup>2</sup>運動，低公害車※<sup>32</sup>の導入などの普及，啓発等を総合的に進めます。また，本市の大気に影響を及ぼすおそれのある大規模開発等については，関係機関との連携を図り適切な対策を求めていきます。</p> <p>○公害防止対策の推進 市内主要企業との環境保全協定の締結や運用，また，快適な大気環境の確保のため，事業者などの自主的な公害防止対策を推進していきます。</p> <p>○広域的な連携 大気を広域的な観点から保全するため，岡山県や周辺地域との積極的な連携を図っていきます。</p> <p>○悪臭※<sup>3</sup>防止対策の推進 悪臭発生源に対する指導・監視を行い，悪臭防止対策を推進します。</p> <p>○化学物質排出把握管理促進法（PRTR制度）の周知 事業者に対する制度の周知に努め，有害物質※<sup>40</sup>の拡散防止を図ります。</p>
市民の取り組み	<p>○自転車，公共交通機関の利用や徒歩に努め，できる限り自動車の利用を減らしましょう。</p> <p>○自動車を運転する際は，アイドリングストップ等のエコドライブに努めましょう。</p> <p>○自動車を購入する際は，低公害車への転換に努めましょう。</p> <p>○ごみの野焼きは行わないようにしましょう。</p>
事業者の取り組み	<p>○ばい煙などの処理施設の適切な維持管理に努めましょう。</p> <p>○自動車を運転する際は，アイドリングストップ等のエコドライブに努めましょう。</p> <p>○自動車等を購入する際は，低公害車への転換に努めましょう。</p> <p>○市内主要企業は環境保全協定の締結や運用に努め，自主的な公害防止対策を推進しましょう。</p> <p>○自主的な基準を設けて監視する体制を整備するなど，悪臭対策に努めましょう。</p>

## ②水環境の保全

### 【現状と課題】

主要工場等の公害対策が進んだ結果、現在では生活排水<sup>※28</sup>が水の汚れの大きな原因となっています。市内の河川は、生活環境の保全に関する環境基準の種類の指定はされていませんが、下水道が整備されていない地域において、水の汚れが高い傾向にあります。本市は、県下でも高い下水道普及率を達成していますが、下水道が整備されていない地域において、水切りネットの使用運動などの生活排水対策を進めていく必要があります。

児島湖の水質の状況は、改善傾向にあるものの、COD<sup>※24</sup>や全りん<sup>※42</sup>は依然として環境基準を超過しています。また、海域については、昭和53年にCODの水質総量規制制度が導入されたことなどにより、瀬戸内海全体のCODは削減されておりますが、本市の海域では、環境基準を前後する状況です。いずれにしても、汚れの原因といわれる生活排水の対策は本市単独では効果に限りがあるため、引き続き、国、県、流域市町が一体となって取り組み、水質改善に努める必要があります。

### 【目 標】

児島湖の水質の環境基準達成と公共下水道の普及率92%を目指します。

指標	現状値（平成22年度）	目標値（平成33年度）
児島湖の水質（COD）	7.7mg/L	7.0mg/L 未満
玉野市の公共下水道の普及率	87.5%	92.0%

（注）児島湖の水質（COD）の岡山県における平成27年度の目標値は7.1mg/L。



児島湖の夕焼け

各主体	施策・取り組み内容
市の施策	<p>○公共用水域<sup>*23</sup>の常時監視・浄化対策の推進  河川・湖沼等の水質測定・監視を実施し、環境基準の達成状況を把握します。また、測定結果を公表し、水環境に対する市民意識の啓発、向上に努めます。環境基準を超過している児島湖については、岡山県や関係市町と連携して、重点的に浄化対策を推進します。また、市内の河川のしゅんせつやため池の維持管理など水環境の保全を図っていきます。</p> <p>○排水対策の推進  下水道の供用開始後の早期接続へ向けた指導や奨励金の交付など、水洗化を積極的に進めるとともに、より多くの人々に下水道を理解してもらうため普及啓発を行います。また、玉野処理区の東地域と、児島湖処理区の荘内地区の整備を進め、下水道普及率の向上を図ります。未整備地区に対しては、合併処理浄化槽の設備補助を行います。生活排水の水質改善のため、廃食用油の分別回収を市内全域に拡大していきます。主要工場等の排水に関し、立ち入り検査や報告頻度の見直し等により、確実な監視を推進します。</p> <p>○汚水の適正処理の推進  汚水を適正に処理するため管渠の清掃や補修を行うとともに、処理施設の安定した処理能力を維持させるために施設の改築・更新を実施します。</p> <p>○地下水の保全対策の推進  排出水の適正な処理や化学物質の適正な管理により、地下水汚染の未然防止に努めます。</p> <p>○健全な水循環の保全  流域の健全な水循環を保全するため、水源林の保全や水の循環利用等を推進します。</p>
市民の取り組み	<p>○公共下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。</p> <p>○公共下水道の計画区域外では、浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。</p> <p>○家庭でできる生活排水対策を実践しましょう。</p> <p>○雨水貯留槽を設置し、雨水の利用を検討しましょう。</p> <p>○雨水浸透ますを設置し、雨水を地下に浸透させましょう。</p>
事業者の取り組み	<p>○公共下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。</p> <p>○公共下水道の計画区域外では、浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。</p> <p>○有害物質等を含む排水は、適正に処理しましょう。</p> <p>○雨水貯留槽を設置し、雨水の利用を検討しましょう。</p> <p>○雨水浸透ますを設置し、雨水を地下に浸透させましょう。</p>

### ③音環境の保全

#### 【現状と課題】

静かな環境は、快適で健全な生活を営むための重要な要素で、私たちは工場・事業場、自動車・鉄道からの騒音<sup>※30</sup>や日常生活に起因する騒音など様々な音に接しながら生活しています。

本市では、国道30号線などの主要道路の4測定地点で、道路交通騒音・振動の測定を行っており、一部の地域で環境基準が達成されていません。また、騒音及び振動に関する苦情件数は、工場騒音に関するものの他に生活騒音苦情も増加しています。

このため、今後も自動車騒音の監視・防止対策や近隣騒音防止対策を推進していく必要があります。

#### 【目 標】

自動車騒音の環境基準を達成し、快適で健全な音環境を確保します。

指標		現状値（平成22年度）	目標値（平成33年度）
自動車騒音の環境 基準達成地点割合	昼間	75%（3/4地点）	100%
	夜間	75%（3/4地点）	100%

#### 【コラム】

##### ●騒音をなくす5つの気配り●

- 1 時間帯に配慮しましょう。
- 2 音がもれない工夫をしましょう。
- 3 音は小さくする工夫をしましょう。
- 4 音の小さい機器を選びましょう。
- 5 ご近所とのおつきあいを大切にしましょう。



資料：環境省ホームページ



各主体	施策・取り組み内容
市の施策	<p>○道路交通騒音・振動対策の推進 自動車交通騒音・振動の測定を行うとともに、要請限度を超過した場合には公安委員会及び道路管理者へ要請をします。</p> <p>○工場・事業場の騒音・振動対策の推進 騒音・振動防止について、工場・事業場の監視・指導を行います。また、建設工事に伴う騒音・振動防止について、事業者の指導に努めます。</p> <p>○近隣騒音対策 音響機器の使用に関する啓発、指導を行い、日常生活における近隣騒音の防止に努めます。</p>
市民の取り組み	<p>○自動車の運転の際は、不要なクラクションを鳴らしたり、急発進や空ぶかしをしないようにしましょう。</p> <p>○音響機器の音で近隣に迷惑をかけないように、使用時間帯や音量に気をつけましょう。</p> <p>○ペットを飼うときは、隣人や地域に迷惑をかけないようにしましょう。</p> <p>○エアコンの室外機などは、できるだけ隣家と離して設置するようにしましょう。</p>
事業者の取り組み	<p>○事業活動による騒音・振動などの発生には十分注意しましょう。</p> <p>○商業宣伝など拡声器を使用する場合は、音量などに配慮しましょう。</p> <p>○建設工事の際は、低騒音型・低振動型機械の利用や、防音壁の設置など騒音・振動の防止に努めましょう。</p>



## ④環境美化の推進

### 【現状と課題】

環境美化活動は、まちをきれいにするとともに、安心して快適に生活するための重要な要素であり、地域コミュニティの形成にも役立っています。空地を花壇に変えるなどのコミュニティ活動に対しても、市民との協働事業として推進し、支援しています。

本市では、児島湖や渋川海岸での清掃活動など、各地域で自主的かつ積極的な環境美化活動が行われています。また、本市は県下に先駆け「ポイ捨て防止に関する条例」を制定し、市民への環境美化意識の啓発に努めています。

しかし、一部では、ごみのポイ捨てや不法投棄などマナーの低下も見られることから、環境に無関心な層に対する不満の声が寄せられており、より一層の啓発・指導活動の強化が求められています。

このため、今後も地域の環境美化活動を推進するとともに、市民一人ひとりが環境美化意識の高揚を図ることが必要です。

### 【目 標】

市民の環境美化活動への積極的な参加を推進します。

指標	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 33 年度）
クリーン作戦参加者数	14,346 人	27,000 人 （市内全域全世帯から 1 名ずつ参加）



児島湖清掃大作戦



コミュニティ活動により  
花壇に生まれ変わった遊休地

各主体	施策・取り組み内容
市の施策	<p>○環境美化意識の浸透 玉野市協働のまちづくり事業の中で、対象となる市民活動の具体例として「環境保全活動」をかけた、モラルの低下によるごみのポイ捨てや不法投棄の防止に努め、環境美化意識が市民一人ひとりに浸透するような情報の提供や啓発に努めます。</p> <p>○環境美化活動の支援 ポイ捨て・不法投棄防止パトロールなど、市民等が実施する地域の清掃活動を支援します。また、環境美化ボランティア活動中に事故や災害に遭った場合に補償する「市民活動災害補償保険」制度を活用して、安心して活動を行えるよう支援します。</p> <p>○ごみステーションの施設整備の促進 市内には、約 1,020 箇所のごみステーションがあり、各町内会の適正な維持管理のもと施設の美化が保たれています。今後、ごみステーション台帳の充実に加えて、市内全域のステーションに番号制度を設ける等、管理の充実を図ります。</p>
市民の取り組み	<p>○自宅やその周辺の清掃に努めましょう。</p> <p>○地域の環境美化活動に参加しましょう。</p> <p>○ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。</p> <p>○円滑な分別収集のため、ごみステーション利用のルールを守りましょう。</p> <p>○ごみの分別排出に努めましょう。</p>
事業者の取り組み	<p>○事業場やその周辺の清掃に努めましょう。</p> <p>○地域の環境美化活動への参加や協力を努めましょう。</p> <p>○廃棄物は適正に処理しましょう。</p>

## (2) 地球にやさしい低炭素社会の構築

### ①省エネルギーの推進

#### 【現状と課題】

わが国は、平成 17 年 2 月に発効した京都議定書<sup>\*16</sup>により、温室効果ガスを平成 24 年までに基準年（平成 2 年）比で 6%削減することを国際的に約束し、地球温暖化対策に積極的に取り組んできました。また、本市においても平成 20 年 7 月に「玉野市率先実行計画（第 2 期）」を策定し、平成 24 年度までに、基準年度（平成 18 年度）に比べて温室効果ガス総排出量を 3%削減することを目標に掲げ、率先してより一層の環境負荷の低減対策を進めています。

しかしながら、本市全体の平成 20 年度における温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量）は 172 万 9 千トンであり、基準年度（平成 2 年度）と比較すると、14 万 8 千トン増加（増加率 9.4%）しています。

わが国においては、排出される温室効果ガスの大半がエネルギー由来とされていることを鑑みて、本市全体の温室効果ガスの削減を図るため、市民一人ひとりがそれぞれの立場で、暮らしや事業活動を見直し、省エネルギー対策を推進していくことが必要です。

#### 【目 標】


温室効果ガス排出量を 10%削減し、地球温暖化防止に貢献します。

指標	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 33 年度）
温室効果ガス排出量 （二酸化炭素排出量）	172 万 9 千トン	155 万 6 千トン



ゴーヤによるグリーンカーテン（市役所）

各主体	施策・取り組み内容
市の施策	<p>○建築物等の省エネルギー化の推進 市の施設や設備等における省エネルギー化を推進するための指針として『省エネ計画』を策定し、実施に努めます。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく建築物の省エネ措置の届出の周知を図ることなどにより、建築物等の省エネルギー化を推進します。</p> <p>○エコライフ・ビジネススタイルの定着推進 市民・事業者が省エネルギーに関する自主的な取り組みの目標を定め、実践につなげるための情報提供・普及啓発に努めます。</p> <p>○省エネ住宅・省エネ家電製品の普及拡大 家庭における省エネを推進するため、省エネ性能などを評価し表示する住宅性能表示制度や家電製品の省エネ性能を分かりやすく表示した「統一省エネラベル」などの認知度の向上を図り、省エネに配慮した住宅の普及や、より省エネ性能の高い家電製品の購入を促進します。</p> <p>○石油代替エネルギーの利用 廃食用油の回収を行い、ディーゼル燃料化して利用することで、軽油の使用量の低減を試みます。</p> <p>○歩行者にやさしいまちづくりの推進 自動車による環境負荷を低減するため、歩道や自転車道の整備や公共交通機関の利用促進を図り、歩行者にやさしいまちづくりを進めます。</p> <p>○低公害車の普及促進 今後技術革新が進むと思われる電気自動車、ハイブリッド自動車といった低燃費・低公害車の普及促進に努めるとともに、環境負荷軽減のため、公用車への低公害車の導入を進めます。</p> <p>○ノーマイカーデーの推進 通勤などの生活の中で、可能な限り自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する「ノーマイカーデー」を推進することで、自動車公害や地球温暖化防止など環境負荷の低減及び省資源・省エネルギーの意識啓発に努めます。</p> <p>○クールビズ・ウォームビズの実践 冷暖房の設定温度を適正值（目安：冷房 28℃，暖房 20℃）にし、体感温度を着衣で調節することで、エネルギー消費の節減に努めます。</p> <p>○地産地消の推進 地産地消は、生産地と消費地が近くなることによりフード・マイレージ※<sup>38</sup>（移動重量×移動距離）を減らし、輸送経費や交通機関の燃料をはじめとするエネルギーの節減につながることから、地産地消の普及啓発に努めます。</p>

各主体	施策・取り組み内容
市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅の断熱化や省エネ性能の高い家電の選択など，省エネルギー機器の転換に努めましょう。</li> <li>○日常生活での省エネルギーやエコドライブの実践など，省エネルギー行動を実践しましょう。</li> <li>○環境家計簿<sup>※12</sup> や省エネナビ（電力監視計）を活用し，二酸化炭素排出量の削減に努めましょう。</li> <li>○地元でとれた旬の農産物を購入するように努めましょう。</li> <li>○地球温暖化防止に関する講習会やイベントに積極的に参加しましょう。</li> <li>○自動車から自転車，公共交通など環境にやさしい乗り物へ転換しましょう。</li> </ul> 
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物の断熱化や空調の省エネルギー化など，二酸化炭素排出量の少ない設備の導入に努めましょう。</li> <li>○温室効果ガス排出量の把握に努めるとともに，環境マネジメントシステム<sup>※15</sup>による事業活動の改善や，省エネルギー機器の導入など，事業活動に伴う二酸化炭素排出量の削減に努めましょう。</li> <li>○低公害車の導入や自動車の定期的な点検・管理の徹底，エコドライブの実践に努めましょう。</li> <li>○公共交通の運行サービスの向上に努めましょう。</li> <li>○地産地消の推進に協力しましょう。</li> </ul>



ハイブリッド車（公用車：平成23年11月導入）

【コラム】

● チャレンジ 25 における 25 の取組（環境省） ●

Challenge1；エコな生活スタイルを選択しよう	
夏は冷房の温度を 28℃に、冬は暖房の温度を 20℃に設定しよう	☆
照明や OA 機器等のスイッチオフを心がけよう	☆
出かける際はバスや電車、自転車など環境に優しい交通機関を利用しよう	☆☆
蛇口をこまめに閉めるなど、節水を心がけよう	☆
環境家計簿、リアルタイムに CO <sub>2</sub> 排出量を見せる省エネナビなどを使って、CO <sub>2</sub> 排出量の見える化をしよう	☆
シャワーを使う時間を短くしよう	☆☆
エコドライブ（ふんわりアクセル、アイドリングストップ）を実践しよう	☆☆
マイバッグ、マイボトルを持ち歩こう	☆
エコクッキング（食材を全部使い切る、中火を上手に使う）を実践しよう	☆
Challenge2；省エネ製品を選択しよう	
古い冷蔵庫を省エネタイプに買い替えよう	☆☆
家庭用燃料電池や高効率の給湯器（CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ <sup>*37</sup> 型等）を導入しよう	☆☆
古いエアコンを省エネタイプに買い替えよう	☆☆
白熱電球を電球型蛍光灯や LED 照明へ買い替えよう	☆☆
古いテレビを省エネテレビに買い替えよう	☆☆
ハイブリッド自動車や電気自動車に買い替えよう	☆☆☆
Challenge3；自然を利用したエネルギーを選択しよう	
太陽光発電を新しく設置しよう	☆☆☆
太陽熱温水器を新しく設置しよう	☆☆
Challenge4；ビル・住宅のエコ化を選択しよう	
最新の省エネ基準を満たす断熱材やエコガラスを取り入れよう	☆☆
コージェネレーション <sup>*20</sup> 設備などの最新技術を取り入れよう	☆☆
太陽光発電を新しく設置しよう	☆☆☆
Challenge5；CO <sub>2</sub> 削減につながる取組を応援しよう	
カーボン・オフセット <sup>*9</sup> 商品や木材利用製品を選択しよう	☆
地産地消の商品を選択しよう	☆
カーボン・フットプリント <sup>*10</sup> やフード・マイレージの小さい食品を選択しよう	☆
Challenge6；地域で取組む温暖化防止活動に参加しよう	
カーシェアリング <sup>*8</sup> やレンタサイクルを積極的に利用しよう	☆
地域の環境イベントに積極的に参加しよう	☆
パーク＆ライド <sup>*34</sup> で公共交通機関を利用しよう	☆

☆☆☆ 1 世帯で 1 年間で千 kg 以上 CO<sub>2</sub> を削減

☆☆ 1 世帯で 1 年間で百～千 kg 以上 CO<sub>2</sub> を削減

☆ 1 世帯で 1 年間で数十 kg 程度 CO<sub>2</sub> を削減又は効果が一定でないもの

## ②再生可能エネルギーの推進

### 【現状と課題】

地球温暖化問題は、石油や石炭等の化石燃料の大量消費に伴う温室効果ガスの排出に起因しています。このため、エネルギーの生産過程において温室効果ガスを排出しない、太陽光や風力、小水力などの再生可能エネルギーへの転換が求められています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災における原子力発電所の事故の発生以降、原子力発電<sup>※19</sup>方式から再生可能な自然エネルギー利用への見直しも検討されています。再生可能エネルギーへ転換することは、エネルギー自給率の向上にも貢献することから、積極的な導入が求められています。

経済産業省中国経済産業局の調査によると、本市に最も期待される再生可能エネルギーは太陽エネルギーであり、本市の温暖少雨の気候特性が活用できます。

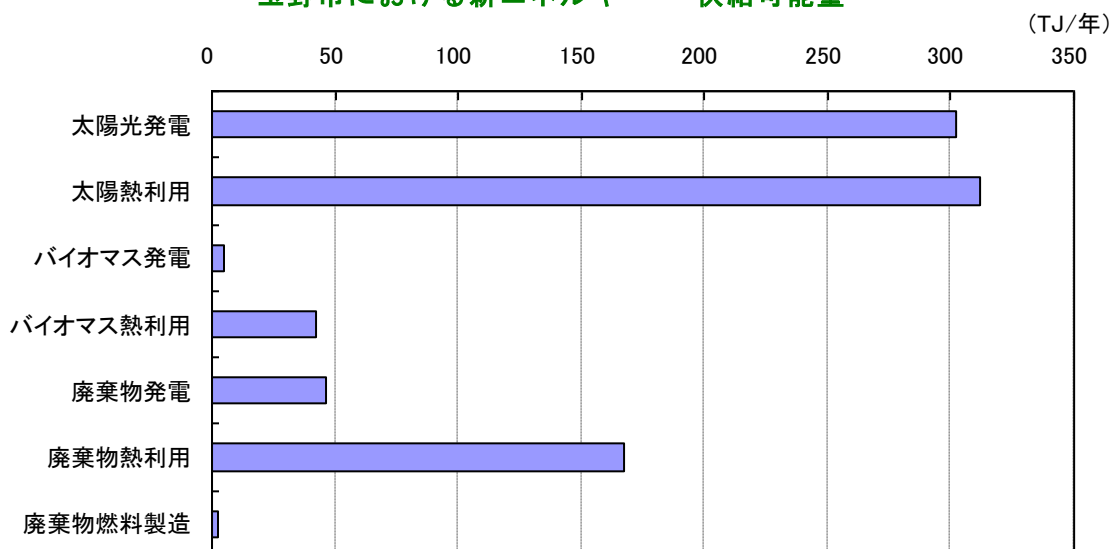
今後も太陽エネルギーをはじめとした再生可能エネルギーの利用を重点的に推進していく必要があります。

### 【目 標】

再生可能エネルギーの利用を促進します。

指標	現状値(平成 23 年 12 月末)	目標値(平成 33 年度)
住宅用太陽光発電システム設置戸数	723 戸	2400 戸

### 玉野市における新エネルギー<sup>※27</sup>供給可能量



資料：「平成 21 年度広域ブロック自立施策等推進調査事業「海・山・街から始める次世代エネルギー圏域づくり推進調査報告書」(中国経済産業局)



各主体	施策・取り組み内容
市の施策	<p>○太陽光エネルギーの導入推進            降雨量が少なく日照量が豊富な本市の特徴をいかし、太陽光を利用した太陽光発電設備の整備を推進します。</p> <p>○バイオマス<sup>※36</sup>・廃棄物エネルギーの利用拡大            市民から回収した廃油のエネルギー源としての有効活用など、バイオマスや廃棄物エネルギーの有効利用について検討し、普及を図っていきます。</p> <p>○エネルギー学習の推進            再生可能エネルギーの普及には、市民の理解と協力も必要であることから、再生可能エネルギーの体験学習など、市民に対する普及啓発を推進します。</p>
市民の取り組み	<p>○太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギーを活用したシステムを導入しましょう。</p> <p>○廃食油などバイオマス・廃棄物資源の収集に協力しましょう。</p> <p>○再生可能エネルギー導入の意義、目的についての理解を深めましょう。</p>
事業者の取り組み	<p>○太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギーを活用したシステムを導入しましょう。</p> <p>○地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギー利用の調査・研究に協力しましょう。</p> <p>○再生可能エネルギーの情報提供、普及啓発に協力しましょう。</p>



リサイクルプラザの太陽光発電システム

### (3) 資源がまわる循環型社会の構築

#### ①ごみの4Rの推進

##### 【現状と課題】

現代社会の大量生産・大量消費・大量廃棄という生活スタイルにより、廃棄物の量が増大しており、また、その種類が多様化していることから、廃棄物の発生抑制、資源の循環的利用の促進が求められています。

本市においては、平成 15 年に資源循環型社会形成の拠点であるリサイクルプラザの整備や分別収集の細分化を図るなど、ごみの減量化・再資源化に努めています。

なお、一般家庭から生じるごみの量については、平成 21 年度は 18,795 トンであり、平成 22 年度は 18,172 トン（一人あたりの排出量は、平成 21 年度は 782 g/人・日、平成 22 年度は 768 g/人・日）となっています。

また、事業系及び直接持ち込みのごみの量については、平成 21 年度は 6,606 トンであり、平成 22 年度は 6,498 トンに減量化が推進されていますが、全国平均の 1 人あたりの排出量に比較しますと、若干多く排出されています。

このため、今後も生活スタイル・事業活動の見直しを通じた廃棄物の発生抑制や回避、さらには再生品の積極的活用など、総合的な循環システムの構築が必要です。

##### 【目 標】

ごみの4Rを推進し、1人1日当りのごみ排出量を約15%削減します。

指標	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 33 年度）
1人1日当りのごみ排出量	1,040g/人・日	900g/人・日



BDF 製造機

各主体	施策・取り組み内容
市の施策	<p>○循環システムの整備推進 ごみの減量化・再資源化の推進については、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活スタイルを見直し、市民・事業者等と一体となった取り組みが必要なことから、重点的に、廃棄物の発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用の4Rを推進し、また資源循環型社会形成の拠点であるリサイクルプラザにおいて、家庭から排出される不用品を有効利用するための「不用品活用銀行」や、各種講座・イベント等の開催を通じて、資源循環型社会の構築に関する普及・啓発を図ります。</p> <p>○リサイクル製品等の利用推進 リサイクル製品等の優先的な購入を推進するとともに、リサイクル製品等の利用促進に関する情報提供や普及啓発を推進します。</p> <p>○リサイクル関連法令の対応 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などリサイクル関連法令に基づき、関係主体と連携して、それぞれの役割に応じた取組を推進します。</p> <p>○生ごみ処理機（コンポスト）の導入促進 生ごみ処理機(コンポスト)は、廃棄物から有用なたい肥を作ることができるほか、とりわけ水分量の多い生ごみを減量することには、ごみの処理コストを低減する利点があります。このため、無農薬栽培につながる有機肥料の自家生産とごみの減量に効果のある生ごみ処理機(コンポスト)導入の一層の促進を図ります。</p>
市民の取り組み	<p>○買い物袋（マイバッグ）の持参、詰め替え商品の購入など、ごみの発生抑制に努めましょう。</p> <p>○生ごみ処理機の活用など、暮らしの中でごみの減量化に取り組みましょう。</p> <p>○フリーマーケットの活用など、物品の再使用に努めましょう。</p> <p>○過剰包装を断るなど、ごみの発生抑制に努めましょう。</p> <p>○修理できるものは修理して長く使用しましょう。</p> <p>○資源回収活動への協力など、資源のリサイクルに努めましょう。</p> <p>○リサイクル商品の購入に努めましょう。</p>
事業者の取り組み	<p>○レジ袋の削減や詰め替え商品の販売など、ごみの発生抑制に協力しましょう。</p> <p>○事務用品等の再使用に努めましょう。</p> <p>○商品の過剰包装を可能な限り控えるなど、ごみの発生抑制に協力しましょう。</p> <p>○製品の長寿命化や修理しやすい構造とするなど、物品の長期使用に配慮しましょう。</p> <p>○リサイクル商品の製造や販売など、資源のリサイクルに努めましょう。</p>

## ②ごみの適正処理の推進

### 【現状と課題】

廃棄物の処理方法は法律や条例で適正な処理が義務づけられていますが、依然として悪質な不法投棄や野焼きなどの不適正処理もみられます。こうした不適正処理は、環境にも大きな影響を与える場合があります。

このため、廃棄物の適正処理は、環境への影響防止、処理の公平性の確保、さらには社会正義の実現のためにも重要であり、引き続き監視、指導の強化や、情報提供体制の充実などに取り組んでいく必要があります。

### 【目 標】

ごみの適正処理を推進し、不法投棄確認件数を減らします。

指標	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 33 年度）
環境美化推進委員による不法投棄通報件数	58 件	30 件



ポイ捨て禁止看板



不法投棄禁止看板

各主体	施策・取り組み内容
市の施策	<p>○適正処理の推進 安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を行います。あわせて、現在稼動している施設においては、排出されたごみを適正に処理・処分していくとともに、適正な管理・運営を行います。また、し尿・浄化槽汚泥についても、し尿処理施設における効率的な処理を図っていきます。</p> <p>○不法投棄の防止 関係機関と連携して、不法投棄の監視パトロールや啓発看板の設置等を実施し、不法投棄を防止します。</p>
市民の取り組み	<p>○ごみの適正な分別に努めましょう。</p> <p>○ごみステーションでは、利用のマナー向上に努めましょう。</p> <p>○不法投棄の現場を発見した場合は、関係機関に連絡・相談しましょう。</p> <p>○野焼き等による焼却処分を行わないようにしましょう。</p>
事業者の取り組み	<p>○産業廃棄物の排出事業者は、「排出事業者処理責任の原則」に基づき、産業廃棄物の適正処理を遵守しましょう。</p> <p>○産業廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者は、マニフェスト制度を適切に運用しましょう。</p> <p>○空き地等の土地管理者は、廃棄物を不法投棄されないように適正に管理しましょう。</p>

### 【コラム】

#### ●不法投棄ホットライン●

環境省では、産業廃棄物の不法投棄を見つめられた場合の緊急連絡先として、「不法投棄ホットライン」を開設しています。

不法投棄を見つめられたら、以下の連絡先までメールもしくは FAX でご連絡ください。

[1] 電子メール：[sanpai110@env.go.jp](mailto:sanpai110@env.go.jp) （産廃110番）

[2] FAX：0120-537-381（ごみなしさんぱいゴミなし産廃）

送信表は環境省「不法投棄ホットライン」ホームページからダウンロードできます。



[3] 携帯：次のサイトから携帯電話で直接メールを送信することも可能です。

<http://www.env.go.jp/k/recycle/s110.html>

（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ 対応）

## (4) 自然と人が共生する自然共生社会の構築

### ① 生物多様性の保全

#### 【現状と課題】

近年、様々な人間活動がかけがえのない自然環境に大きな負荷を与え、深刻な影響をもたらし、多くの野生生物の種が絶滅の危機に瀕しています。

本市では、岡山県レッドデータブック<sup>※43</sup>2009 を中心とした既存資料によると、83種の希少な動植物が記録されています。このうち、本市を含め数箇所でのみしか生息が確認されていない希少種（動物：ナゴヤダルマガエル、ノジマヒメグモなど 植物：バクチノキ、ミカツキグサなど）などについては、保護対策を行う必要があります。

一方、イノシシなど野生鳥獣による農業への被害が増加しており、個体数調整などの対策を県と協力して行うことが必要です。また、ブラックバスなどの外来生物<sup>※11</sup>による生態系への悪影響も懸念されています。

#### 【目 標】

希少野生動植物数の現状維持・回復に努め、生物多様性を確保します。

指標	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 33 年度）
希少野生動植物数	83 種	現状維持



ナゴヤダルマガエル



ミカツキグサ

各主体	施策・取り組み内容
市の施策	<p>○希少野生動植物の保護 市内の希少野生動植物の分布，生息・生育環境などに関する各種調査や情報の収集を行うとともに，野生生物の保護に配慮した開発行為への適切な指導を行います。</p> <p>また，捕獲等の規制の対象となる指定希少野生動植物の指定やその生息・生育環境の保全，個体の繁殖の促進に向けた取り組みを，市民や関係機関と協力して推進します。</p> <p>○外来生物対策の推進 外来生物の生息実態を把握し，生態系への影響や農林水産業等への被害防止のための防除及び適正な管理を行うとともに，市民等に対し外来生物の移植・移入の防止及び防除に関する普及啓発に努めます。</p> <p>○野生鳥獣の保護管理 個体数が増加し，農業に被害を与えているイノシシなどについては，関係機関と連携して個体数の調整を図ります。</p> <p>○現在の環境の把握 動植物等の生息情報を収集し，経年比較を行うことで，現状の把握と環境保全対策の推進を図るべく，手法の検討を行います。</p>
市民の取り組み	<p>○農耕地や草地，山林など，さまざまな環境を有する里山の適切な管理を行い，生態系や種の多様性を維持することに努めましょう。</p> <p>○希少な動植物を採取しないようにしましょう。</p> <p>○外来生物問題についての認識を深め，外来生物の遺棄・放逐，自然植生中への植栽を行わないようにしましょう。</p>
事業者の取り組み	<p>○各種開発を行う際は，野生生物の生息・生育環境の保全に配慮しましょう。</p> <p>○野生生物の保護活動への参加や支援に努めましょう。</p> <p>○外来生物の販売業者は，適切な飼育や栽培方法についての啓発に努めましょう。</p> <p>○農業事業者は，イノシシなど野生鳥獣の適正管理に協力しましょう。</p>

## ②自然をいかした農業・漁業・観光交流事業の促進

### 【現状と課題】

本市の平野部は約 40%であり、その大部分が荘内、東兎、山田地域と、七区干拓地などの農村地帯です。農業は健全に営まれることにより、水循環が維持されるとともに、生物多様性の保全、文化の形成・維持など、多面的機能が発揮されます。このため、農業の多面的機能を維持し、農業活動自体が環境に与える負荷をできる限り少なくするため、環境保全型農業を推進することが必要です。

また、本市の漁業は、海苔生産において県下トップクラスの規模を誇っており、養殖業も盛んに行われています。今後も瀬戸内海の恵みをいかした漁業を継続的に行うために、水産資源の有効活用を図る資源管理型漁業への転換を図り、漁場の生産力の維持向上に努めていく必要があります。

一方、本市は瀬戸内海に面して、東西 44km に及び海岸線と多島美に恵まれた自然環境や、自然林と池沼が連なる深山公園など豊富な観光資源に恵まれています。こうした自然環境や観光資源をいかして、今後も、より多くの市民が自然とふれあうことのできる場や機会を充実していくことが必要です。

### 【目 標】

エコファーマー<sup>※6</sup>制度を普及し、環境に配慮した農業を促進します。

指標	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 33 年度）
エコファーマー認定数	0 人	4 人



渋川海岸



各主体	施策・取り組み内容
市の施策	<p>○環境保全型農業の普及 農業生産者の理解を得ながら減農薬農業の普及促進や農業廃棄物の減量等を図ります。</p> <p>また、市内にはため池等が多く存在しており、これらは生物多様性保全機能、雨水貯留機能、水源涵養機能の役割も果たしていることから、保全・改良を行っていきます。</p> <p>○資源管理型漁業の推進 漁場の生産力の維持向上を図るため、岡山県と連携しながら、稚魚の放流を計画的に継続して行います。</p> <p>○自然をいかした観光振興 本市の恵まれた自然環境や豊富な観光資源をいかしてグリーンツーリズム<sup>※18</sup>を展開するなど、交流事業の中で自然との共生を体感する機会の充実を図ります。</p> <p>また、これらの観光交流事業の中で、市外からの訪問者に対しても、環境保全に関する市の取組姿勢が伝わり、ごみの持ち帰りや環境保全に協力していただけるよう、PRや啓発を推進します。</p>
市民の取り組み	<p>○低農薬・無農薬・有機栽培<sup>※41</sup> 農産物など環境保全型農業への理解を深めましょう。</p> <p>○グリーンツーリズムなど自然体験活動に参加しましょう。</p>
事業者の取り組み	<p>○農業者は、環境保全型農業の実践に努めましょう。</p> <p>○漁業者は、資源管理型漁業に協力しましょう。</p> <p>○市民が参加できるグリーンツーリズムの場の提供に努めましょう。</p> <p>○各種事業の実施に際しては、森林・緑地をできるだけ保全するなど、市民が自然とふれあう場の確保に努めましょう。</p>